

令和2年3月26日

# 令和2年登米市議会定例会 3月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番



同意第 1 号	教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
---------	--------------------------

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会委員の任命を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

#### 同意対象者

氏 名	はたけやま のぶひろ 島 山 信 弘
住 所	登米市東和町
職 業	農 業

同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
---------	--------------------------------

本案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

#### 同意対象者

氏 名	あ べ とくお 阿 部 篤 雄
住 所	登米市津山町
職 業	農 業

同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
---------	--------------------------------

本案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	すがわら ゆうこ 菅原 祐子
住 所	登米市中田町
職 業	農 業

同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
---------	--------------------------------

本案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	かいほつ いくこ 開発 育子
住 所	登米市迫町
職 業	司法書士、行政書士、社会福祉士

報告第 2 号	登米市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
---------	--

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）が令和元年 5 月 31 日に公布され、同年 12 月 16 日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表 7 ページ）

議案第 51 号	令和元年度登米市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 52 号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 53 号	令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 54 号	令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第 6 号）

本案は、議案第 51 号令和元年度登米市一般会計補正予算（第 9 号）から議案第 54 号令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第 6 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3 億 7,873 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 490 億 7,724 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、ふるさと応援基金積立金 2,932 万円などを増額する一方、プレミアム付商品券事業 6,389 万円、（仮称）津山こども園施設整備事業 6,675 万円、児童手当給付事業 4,166 万円、汚染牧草等処理事業 2,598 万円などを減額して計上しております。

歳入では、地方交付税 1 億 2,212 万円、地方特例交付金 1 億 100 万円などを増額する一方、プレミアム付商品券事業費補助金などの国庫支出金 1 億 2,012 万円、農林水産業施設災害復旧費補助金などの県支出金 1 億 7,661 万円、財政調整基金などの繰入金 1 億 1,618 万円、市債 1 億 4,650 万円などを減額して計上しております。

また、繰越明許費補正として追加 2 件、変更 1 件、地方債補正として変更 13 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険給付費 6,723 万円の増額などを、介護保険特別会計の歳出で介護保険事業財政調整基金積立金 6,951 万円の減額を、企業会計については、水道事業会計で建設改良費 1,298 万円を増額して計上しております。

報告第2号関係

登米市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第5条 (略) (書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7条～第14条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7条～第14条 (略)</p>